

国関整用企第40号

平成23年4月22日

関係事務所

用地（担当）課長 様

用地部 用地企画課長

用地調査等業務費積算基準の運用について

標記について、平成23年3月30日付け国関整用企第1061号にて、「用地測量に関する積算については、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書等に基づくものとする。」と、通知されたところですが、その運用については、下記事項に留意して取扱われるよう願います。

記

1 土地境界立会確認書作成について

現在、境界確認時において土地境界確認書の署名押印を求める運用を行っています。

当該歩掛は、境界確認後に図面を作成の上で後日押印を求めることを想定しているため、従来通り、境界確認時に土地境界確認書に署名押印を求める場合には適用しないこととします。

2 地積測量図等の作成について

従来、受注業者に土地家屋調査士が存在する場合のみ適用していた、従前の用地調査等業務費積算基準（案）中の「（表1-2-11）地積測量図等の作成」歩掛については、以下に改めて適用することとします。

「

作業工程及び 標準作業量	所要日数	内外業の別
	測量技師補	
地積測量図等の作成 1筆当たり	0.15	内業

（注）1 土地所在図の作成を含む

（注）2 当該受注業者に土地家屋調査士が存在する場合のみ適用する。」

以 上